

二年間を振り返って

2007.2.24 於 松江

竹島問題研究会 下條正男

1. 「竹島の日」条例成立の前後・隱岐島での講演（2003年11月15日）

- (1) 条例の背景としての漁業問題
- (2) 竹島に接岸施設と日本政府の対応。背景に国連の「海洋法条約」
- (3) 新日韓漁業協定、排他的経済水域・暫定水域（共同管理）… [資1]

2. 「竹島の日」条例と外務省

- (1) 遂巡した外務省 → 「日韓友情年」
- (2) 潘基文通商外交相「日韓関係より上位概念」、盧武鉉大統領の「再侵略」発言
- (3) 書き換えられた竹島関連ホームページ（固有の領土と無主の地）… [資2]

3. 近隣諸国への波及

- (1) きっかけは、地理と公民の教科書に竹島問題が登場→韓国、歪曲教科書
- (2) 中国が同調→4月の反日暴動 ロシアの蠢動→6月、北方領土問題に影響
- (3) 国連安理会の常任理事国入り失敗。

4. 日本国内からの反応、

- (1) 内藤正中氏、「竹島他一島、本邦これ関係なし」（1877年）… [資3]
- (2) 池内敏氏、『隱州視聴合記』（1667年）「此州」の解釈… [資4]

5. 調子づく韓国（内藤・池内氏の活躍）

- (1) 竹島関連の研究機関「東アジア歴史財団」等設立。
- (2) 『独島、六世紀以来韓國の地』（2005.6）、『独島資料集I』（2005.9）、『独島資料集II』（2006.5）、『独島論文翻訳選I』（2005.12）、『独島論文翻訳選II』（2005.12）、『日本はこうして独島を侵奪した』（2006.7）

6. 中間報告書の提出（2006年5月22日）

- (1) 日韓の主張の整理、問題点の指摘… [資5]
- (2) 竹島問題研究会のスタンス→「最終報告書」2007年3月末の予定
- (3) 新たな発見、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覧書」、『磯竹島事略』、『竹島紀事』

7. 蔚陵島の現地調査と韓国側研究者との対話

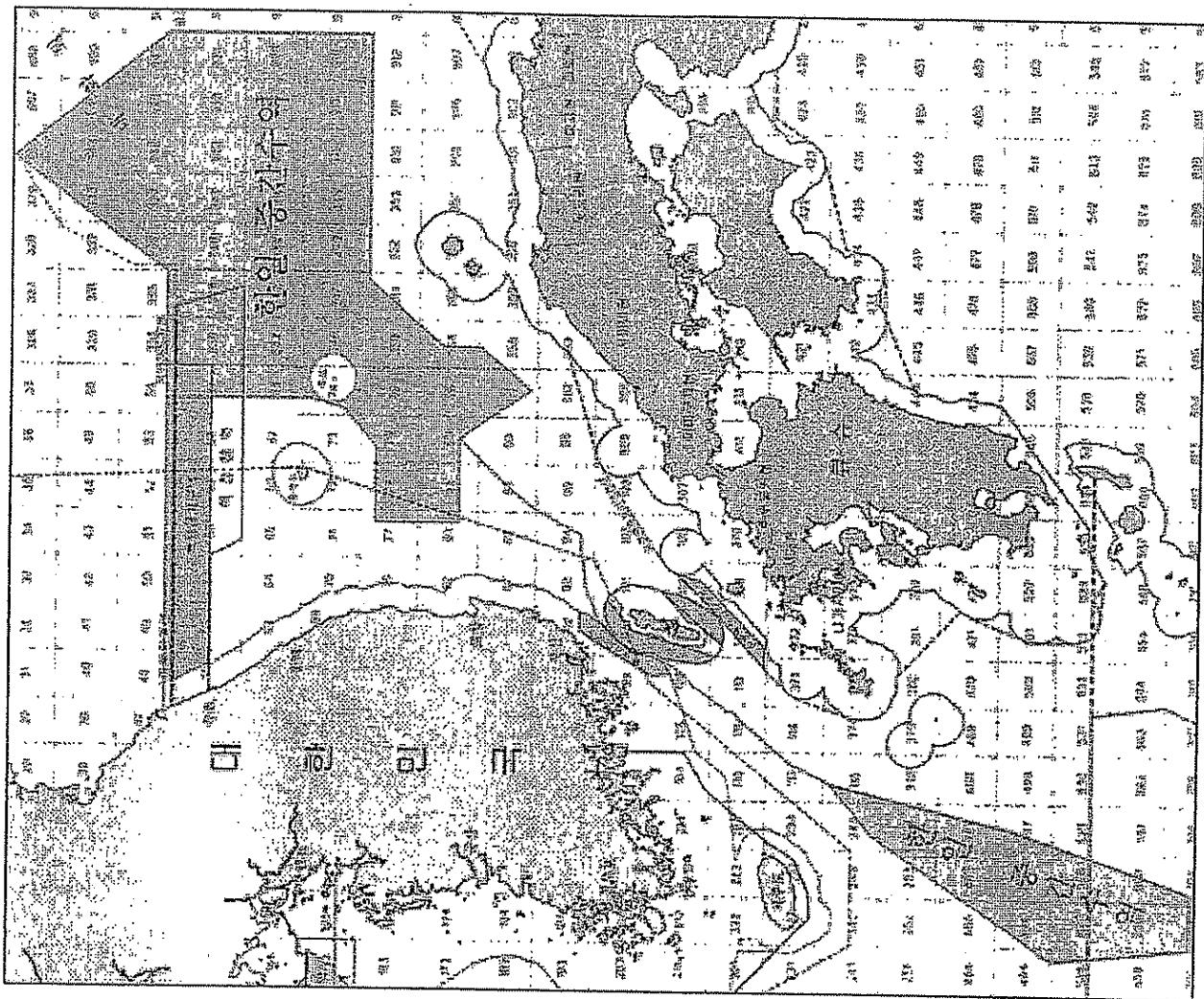
- (1) 蔚陵島での現地調査。李奎遠の『蔚陵島外図』で于山島は竹嶼と確認… [資6]
- (2) 韓国側の問題点。シーボルト「日本全図（竹島・松島）。天城艦の報告… [資7]

8. 聯合通信の質疑書と日本の動き、竹島問題から学んだもの

- (1) 自民党のマニフェスト
- (2) 機は熟した。後は政府の仕事、国民の権利としての国会への要求

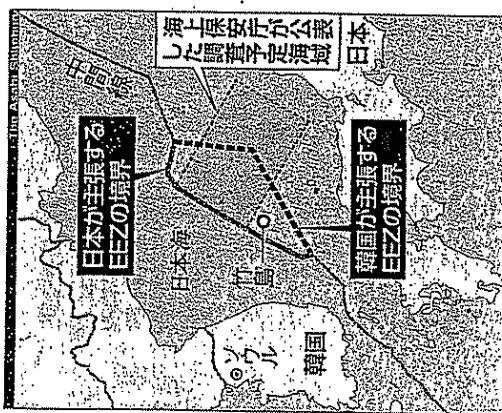
資 1.

排他的經濟水域



▲ 1998년 DJ정권 때 체결된 신(新)한·일어업협정수역도 우리나라 독도가 한·일중간 수역 내에 위치해 있다.

資 2.



日本側 韓国側

外務省

トップページ 各国・地域情勢 輸送契約・貿易 皆様・外相会談 分野別外交政策 ODA
統計関連情報 外務省諮詢 キッズ外務省 ご意見・ご感想 リンクページ 検索

トップページ > 各国・地域情勢 > アジア

資料29

アジア

| アジア | 北米 | 中南米 | 歐州(NIS諸国を含む) | 大洋洲 | 中東 | アフリカ |



竹島問題

1. 竹島の現状

(1) 地誌

- 島根県隱岐島北西85海里(北緯37度9分、東経131度55分)に位置。
- 東島(女島)、西島(男島)と呼ばれる二つの小島とその周辺の数十の岩礁からなり、総面積は約0.23平方km(日比谷公園とほぼ同面積)。

(2) 韓国の占拠の状況

- 竹島の東島に1954年7月頃から韓国警備隊員(警察)が常駐。
- 宿舎、燈台、監視所、アンテナ等が設置され、年々強化されている模様。
- 1996年2月8日、外務部は竹島に接岸施設の建設を行う旨発表。

2. 竹島領有権に関する両国の主張

(1) 竹島領有に関する歴史的な事実

日本: 我が国では古く「松島」の名によって今日の竹島がよく知られていたことは多くの文献、地図等により明白。(例えば、1650年代に伯耆藩(鳥取)の大谷、村川両家が「松島」を幕府から拝領し經營していたという記録があり、また、経緯線投影の刊行日本図として最も代表的な長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」(1779年)では現在の竹島を位置関係正しく記載。その他にも明治に至るまで多数の資料あり。)

韓国: 15~16世紀頃の古文献に、干山島又は三峰島という名で竹島の記述あり。

(注: 干山島や三峰島が竹島に該当していることを実証できる積極的根拠はない。むしろ、右文献はそれが竹島でないことを示す。)

(2) 1905年の日本政府による竹島編入の有効性

日本: 1905年(明治38年)2月には、閣議決定及びそれに続く島根県告示により、日本政府は近代国家として竹島を領有する意志を再確認。

韓国: 1905年の竹島編入の島根県告示は、一地方官庁により隠密裏に行われたものであり無効。またこの編入は、日本がそれまで竹島をその領土の一部と考えていなかつた有力な証拠。

(注: 告示は正式に公示された上、新聞報道もされており隠密裏ではない。竹島の島根県編入は歴史的根拠を踏まえて近代国家の行政区画に組み入

外務省

トップページ

各国・地域情勢

報道発表・演説

首脳・外相会談

外交政策

・サイトマップ

渡航関連情報

外務省委内

キッズ外務省

ご意見・ご感想

リンクページ

ODA

扶桑

トップページ > 各国・地域情勢 > アジア

資料
2
ク
ス

| [アジア](#) | [北米](#) | [中南米](#) | [欧洲\(NIS諸国を含む\)](#) | [大洋州](#) | [中東](#) | [アフリカ](#) |



竹島問題

1. 我が国の一貫した立場

- (1) 竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である。
- (2) 韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではない。
(注:韓国側からは、我が国が竹島を実効的に支配し、領有権を確立した以前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていない。)

2. 竹島領有権に関する我が国の主張

(1) 竹島領有に関する歴史的な事実

以下のような歴史的事実に照らして、我が国は、遅くとも17世紀半ばには、実効的支配に基づき竹島の領有権を確立していたと考えられ、1905年(明治38年)以降も、閣議決定に基づいて近代国家として竹島を領有する意志を再確認した上で、同島を実効的に支配してきた。

- (イ) 日本は古くより竹島(当時の「松島」)を認知していた。このことは多くの文献、地図等により明白である。
(注:経緯線投影の刊行日本図として最も代表的な長久保赤水の「改正日本輿地(ヨヂ)路程全図」(1779年)では現在の竹島を位置関係を正しく記載している。その他にも明治に至るまで多数の資料あり。)
- (ロ) 江戸時代の初期(1618年)、伯耆藩の大谷、村川両家が幕府から鬱陵島を押領して渡海免許を受け、毎年、同島に赴いて漁業を行い、アワビを幕府に献上していたが、竹島は鬱陵島渡航への寄港地、漁労地として利用されていた。また、遅くとも1661年には、両家は幕府から竹島を押領していた。
- (ハ) 1696年、鬱陵島周辺の漁業を巡る日韓間の交渉の結果、幕府は鬱陵島への渡航を禁じたが(「竹島一件」)、竹島への渡航は禁じなかった。

(二) 日本は1905年(明治38年)、1月の閣議決定に続き、2月の島根県告示により

日本海內守島外一島也。籍編纂方同
竹島所管之島。有島根縣。別號同出不識。
倭處試焉之儀。元保五年。賴群人入島以采。別號

評議之旨
急三條二号諭旨(達書三號該國
來東四号本手同答及口上書等之如則元孫
十二年三至九月桂復相商本邦關係無之相關
俱得共成圖(指大之事件一官別紙書載
相處為念此政相同也
內務部大久保利通代理
明治十年三月二日
內務部大久保利通密
右大臣岩倉具親
明治十年三月二日

資の文

公文錄

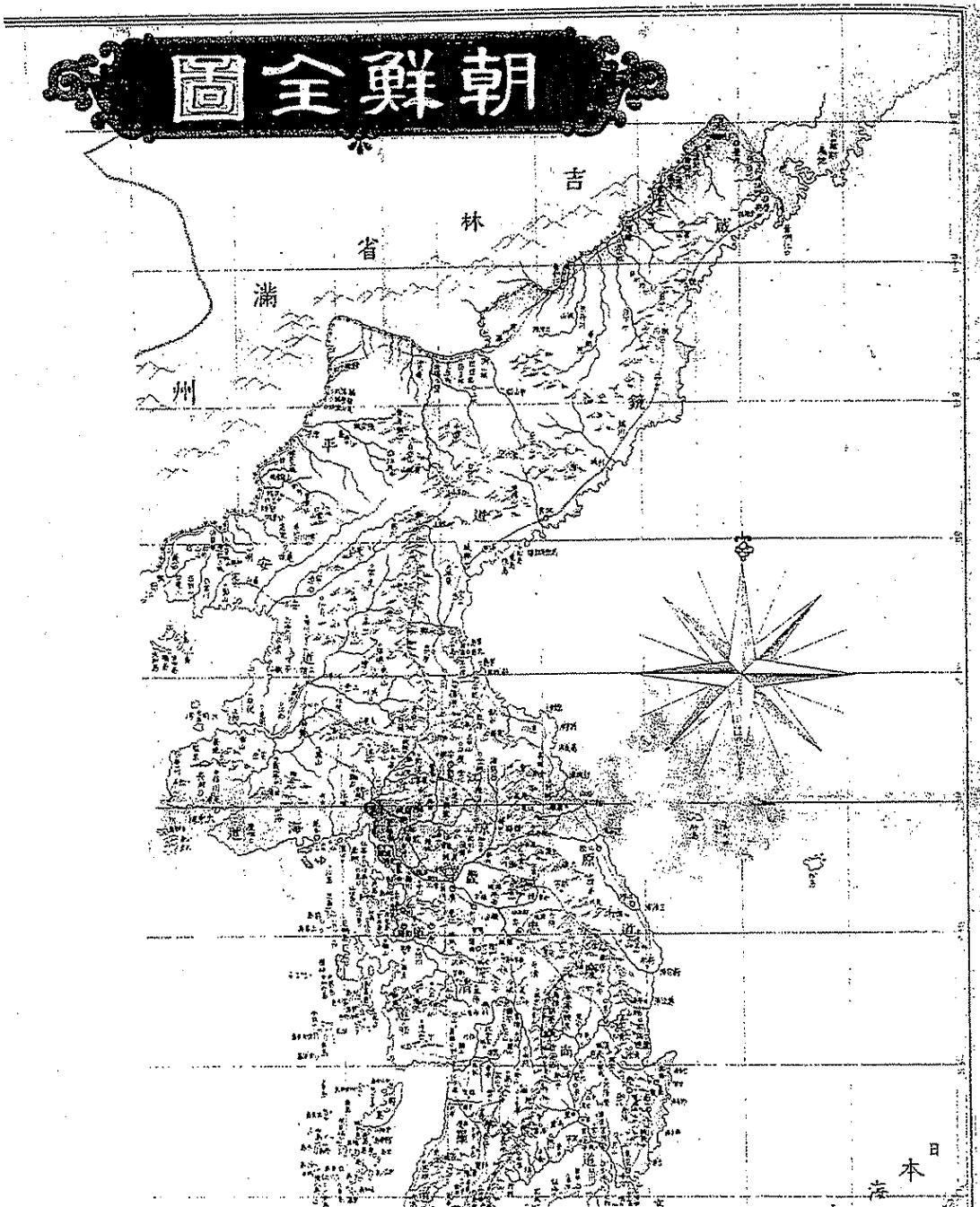
國朝十一年三月廿日
本局金庫
別設內務有司曰本海內竹鵠外一嶼地著
編纂之行右一元祐五年朝鮮人入嶼以米回
政府該國往復之未遂本邦因係無之相間
候段申立保上同之遠御閭置互一箇御指令
所可細考其時相伺俱也

大政體圖第二編
自明治四十年正月
至昭和十六年夏
第十九回
一國之公文書館藏

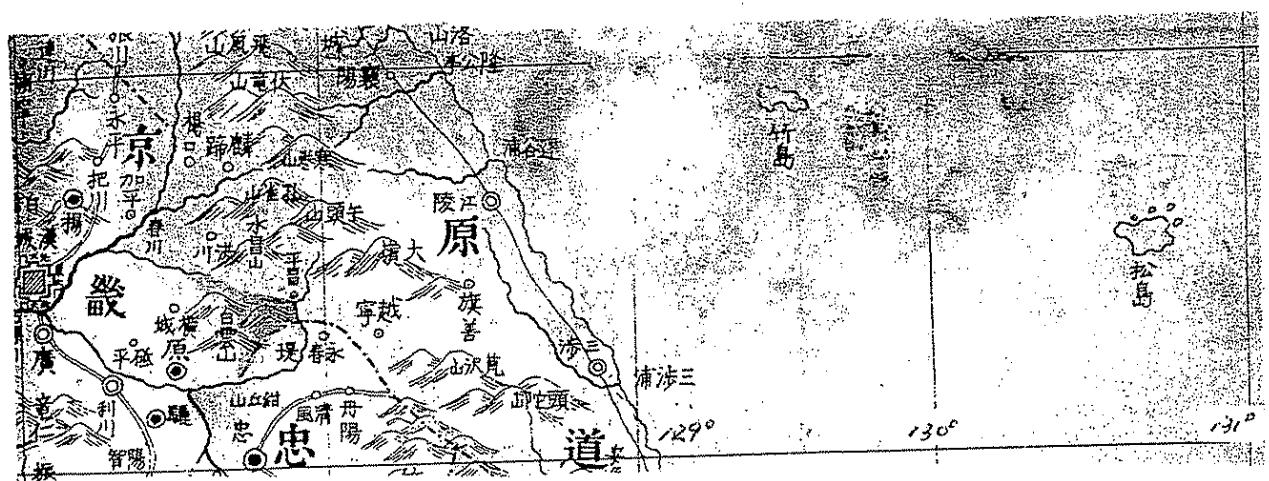
鹿一頭熊ノ數斗ノ油ヲ持ヘニ次ニ一騎アリ松島
ト呼ト周回三十町許竹鳥ト同一轍路ニア一隱岐
ヲ距ヘ八十里許樹竹稀ナリ木眞獸ノ產ニ永祿中伯
春國會見郡末子町商大屋改一駒谷ト甚吉航ニテ
越後ヨリ歸ニ颶風ニ遇テ地ニ雷火入遂ニ金
島ヲ巡視シ頃ニ魚貝ニ富シツ識リ鮮國ノ日種使
安倍四郎五郎時一_{末子城主}命大國ニ二被逐ヲ申出シ以
後淡海セント請ト安倍氏江戸ニ紹介シア許可ノ
書ヲ得タリ寶元和四年五月十六日ナリ
從伯春國末子竹翁先年船相淡ノ由
候然ハ如其今度致渡海處、絞末子
町人村内市兵衛大屋藍吉申上付テ
章上聞候ノ趣不可有異儀ノ旨被仰出

資 3-94

朝鮮全國 明治十五年(二部)

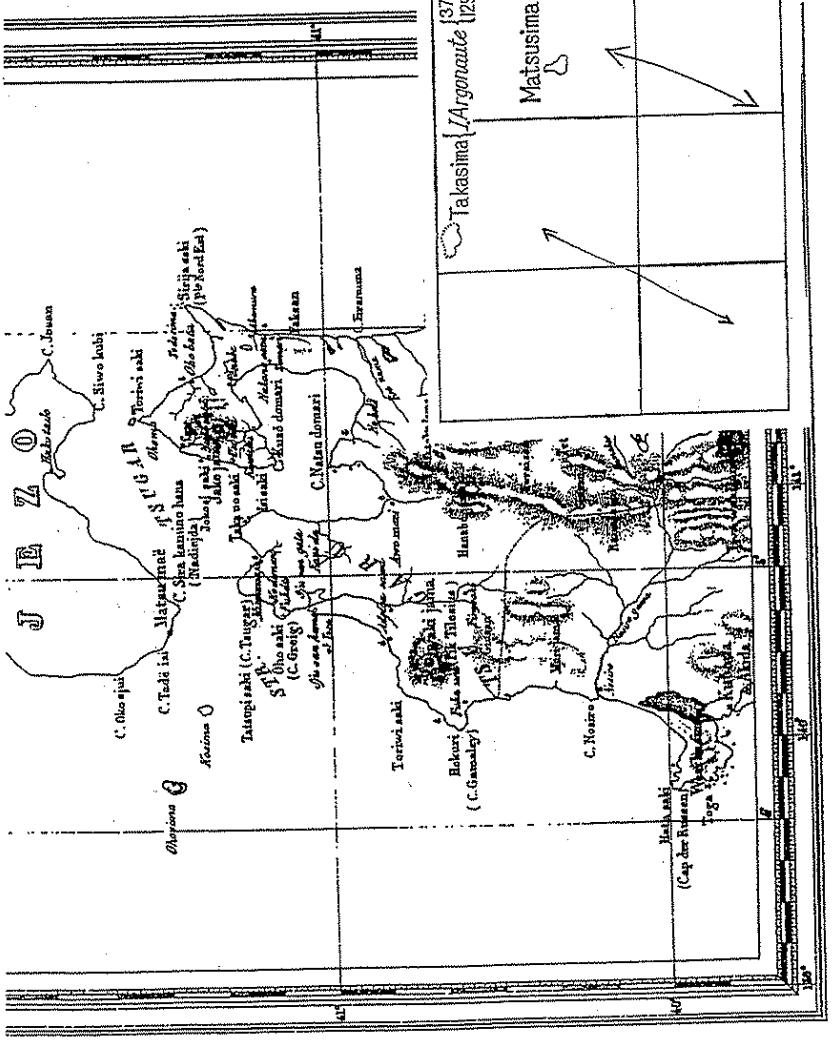


資 3-95 旅大(二部)



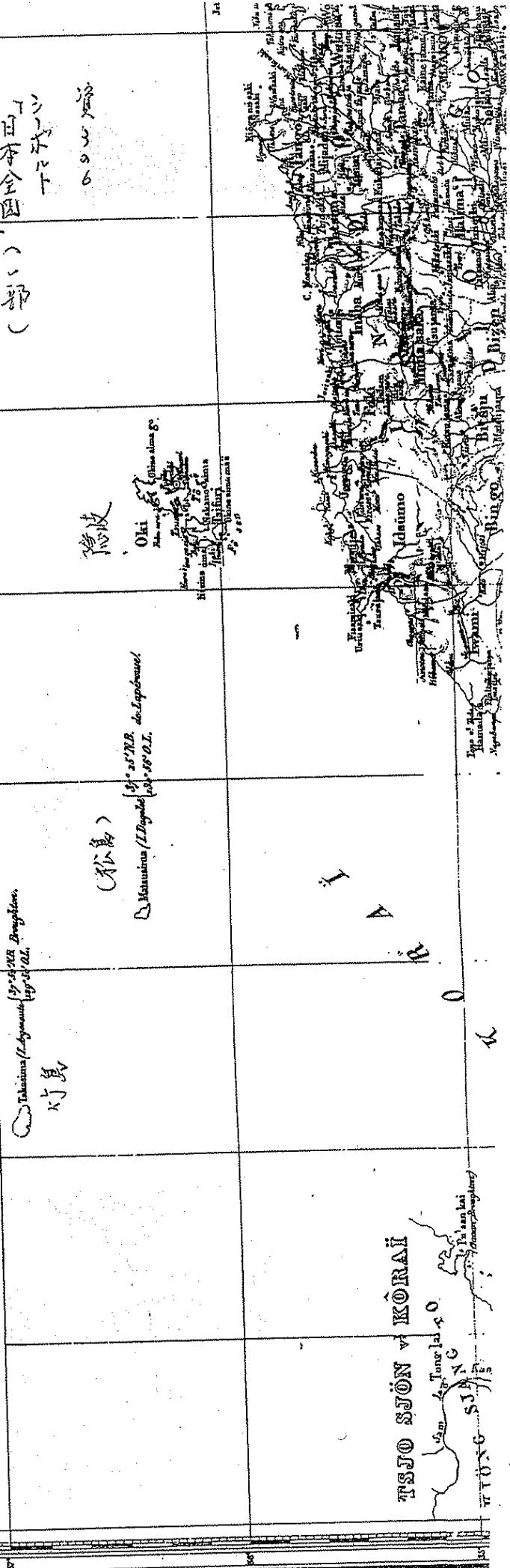
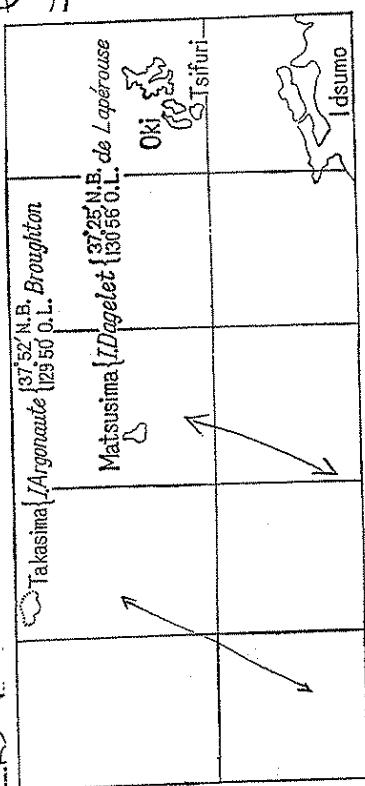
WOMEN

nach Originalkarten und astronomischer Japan



DIE INSELN KIU SHU, S.

Dm^r. Haar! Russ. Admiral
Glockenburg und Dankl
1840.



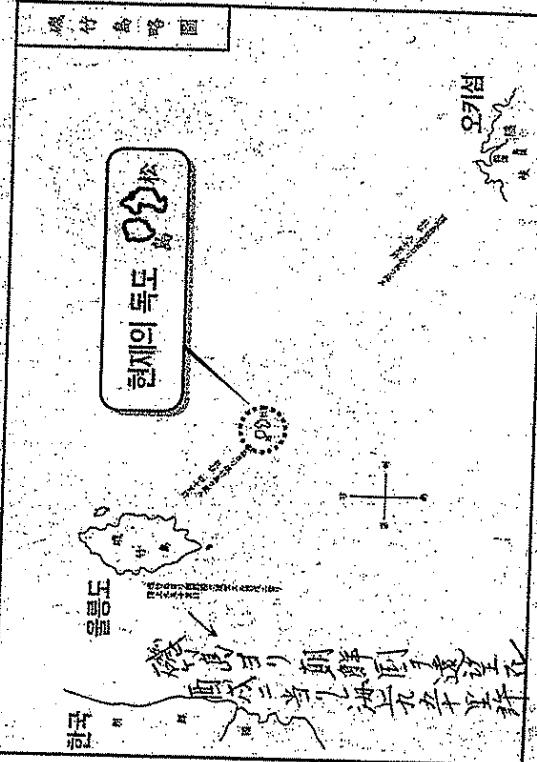
독도는 조선·일본·한국의 정부 문서로 밝혀진다

1877년 종교 실 '일본 영해 아니다' 공식 확인

1877년 당시 일본 태정관(현재의 총리실)이 독도는 일본 영해가 아니라고 공식 확인했던 문건에 울릉도와 독도를 표기한 지도가 첨부되었던 것으로 밝혀졌다. 선우영준 환경부 수도관대기환경청장은 13일 '기죽도(竹島)略圖' 내용을 공개하고 "이지도에나 타난 독도의 존재는 한 일 허지들간에 떨어진 논쟁을 정리하는 의미가 있다"고 말했다. 일본측은 그동안 "태

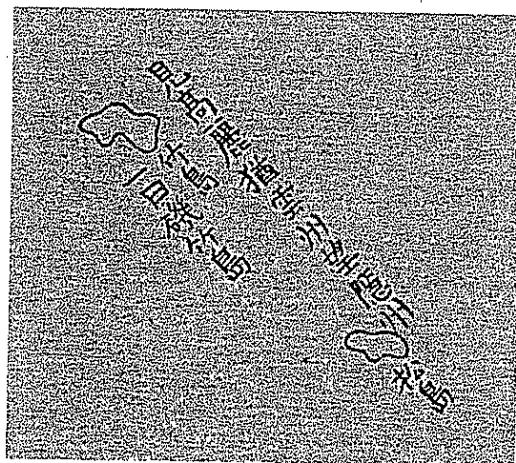
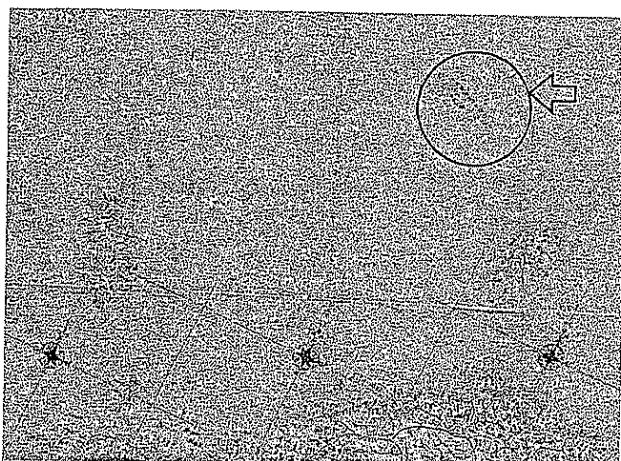
정관문서의 '죽도(울릉도)와 1도'가 '죽도' 알 수 없다"고 밝혔었다. 일본 내무성은 1877년 3월 17일 태정관에게 '일본해(東海)내 죽도(竹籬編籬)와 1도(獨島) 지적편찬(地籍編纂) 질의'를 보냈고 태정관은 같은 달 28일 '죽도 외 일도를 판도(版圖·일본영도를 의미) 밖으로 정한다(竹島外一島 本邦無關)'라고 공식 결정한 문서를 작성한 바 있다.

정철환기자 (별로@diplomatchosun.com)



資文の1『隱州視聽合記』寶藤豊城 寛文七年(一六八七年)

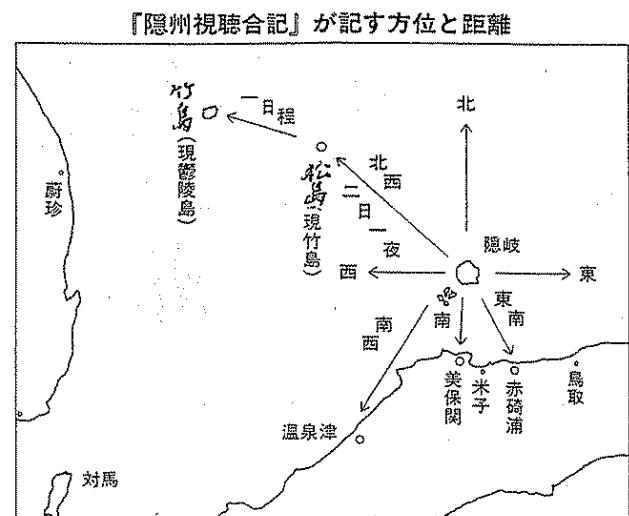
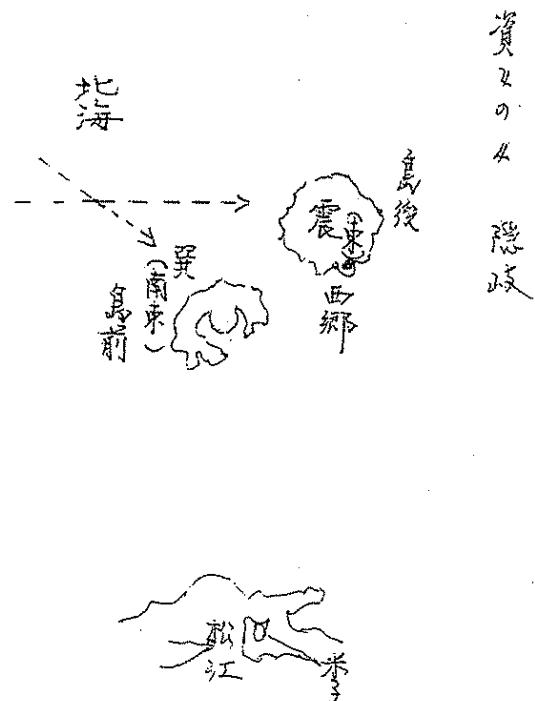
國代記



上の図は長久保赤水の「日本輿地路程全圖」(一部)。右上の海中に竹島(鬱陵島)と松島(今日の竹島)があり(丸囲みと矢印で示す)、下の図はその部分拡大。上の図の左上は釜山近辺。明治大学図書館蔵

隱州在北海中故隱岐嶼按倭訓海中言遠幾故名歟其在異地言島前也知夫郡海部郡屬焉其位震地言島後周吉郡穩地郡屬焉其府者周吉郡南岸西鄉豐崎也從是南至雲州美穗關三十五里辰已至柏州赤崎浦四十里未申至石州溫泉津五十八里自子至卯無可往地戊亥間行二日一夜有松島又一日程有竹島俗言磯竹島多有魚海鹿此二島無人之地見高麗如自雲州望隱岐然則日本之乾地以此州爲限矣民部圖帳曰凡諸健兒免徭役隱岐國以國造田三町地子充之然近代所賦每年一万千六百餘斛其餘又以漆椿實山椒紫藥飼餉鱈石决明烏賊馬皮等是慶長年中堀尾氏之所定也古老傳曰昔對馬守源義親之國

資文の2 日本輿地路程全圖(一部) 長久保赤水(一六八七年)



同月廿八日松平伯耆守江遣候奉書之留

資、5の久

先年、松平新太郎因州伯州領知之節相伺候、伯州米子之町人村川市兵衛、大屋甚吉、竹嶋江渡海、至于今、雖致漁候、向後、竹嶋江渡海之儀、制禁可申付旨被仰出候旨、可被存其趣候、恐々謹言

正月廿八日

土屋相模守 在判

戸田山城守 同

阿部豊後守 同

大久保加賀守 同

松平伯耆守殿

右之奉書松平伯耆守家來召寄、戸田山城守宅三面相渡、同廿九日、松平伯耆守家來召寄申渡

口上覺

昨日之奉書之旨ハ、當年御暇帰國以後、米子町人、其外ハも可被申渡候、先、其別綴日和能候共、竹嶋江渡海無用之段ハ、一通り被申付可然候、此段、我等方々可相達旨、山城殿も被申事、以上

正月廿九日

資、5の久

同年一月九日松平伯耆守、以使者申來

旧蠟、被仰聞候、伯耆國米子、竹嶋江渡海之儀二付、奉書國元江申遣、昨晚到来仕候間為傳進候

竹嶋江者、元和四年初而渡海仕候由、大屋九右衛門、村川市兵衛方々申越候

此方々返答

委細致承知候、奉書ハ先、留置候由申遣

奉書文書ハ、別方写到来候時分、書入候付、此所ニ省之

同月十日松平伯耆守留守居召寄、申聞候趣

竹嶋之儀二付、先年相渡候奉書、昨日之差出候、老中出羽殿被致一讀候、今度被仰出候上ハ、右之奉書有之候而者、粉敷候間、取上可然との事候、御城ニ留置候、左様御心得可在之候由申遣

『増補文獻備考』「于山島 鬱陵島条」
成宗二年、有告別有三峯島者、乃遣朴宗元往見之（中略）。島中無居民矣。
輿地志云、鬱陵于山皆于山國地于山則倭所謂松島也。光海七年倭船二隻謂將

増補文獻備考	卷三十一	七
至	成宗二年有告別三峯島者乃遣朴宗元往見之因風滯不	
得到而還同行一船泊鬱陵島只取大竹大旗魚同登云島中無		
居民矣	于山島志云西說于山皆于山島于山島所曰松島也光海七年倭船二隻謂將	

『疆界考』申景濬
成宗辛卯、有告別有三峯島者、乃遣朴宗元往見之（中略）。島中無居民矣。
輿地志云、說于山島本島而西諸國志、島也。則倭所謂松島也。島中無居民矣。

俱是于山國也。光海甲寅其差船二艘（以下略）

風浪過海到于山島竹船泊於波島只取大竹大旗魚同登之島中無民居矣。
輿地志云、說于山島本島而西諸國志、島也。則倭所謂松島也。島中無居民矣。

于山國也

資、5の久 東國輿地志 柳發著述

于山

鶴壽陵島一云武陵一云于山島二島在縣正東海
中三峯莫崇洋空南峯稱耳同日清明

則冬頭樹木及山根水渚壁可見風便列二日
可到一說于山島本島地方古里新羅時特

對馬島本屬鷄林府不知何時為倭所侵據

于山島勝覽云一云武陵一云羽陵二島在蔚珍正

東海中三峯岌嶼擇空南峯稜卑風日清明則峯

頭樹木及山根沙渚歷歷可見風便則二日可到

『東國地誌』

三十六

一說于山鬱陵本一島地方百里新羅智證王卜

次貨 5-9-7 『東國地誌』柳毅齋遠 (一六三六年)

于山

島鬱陵島一云武陵一云羽陵二島在蔚珍東海

中三峯岌嶼擇空南峯稜卑風日清明

則峯頭樹木及山根沙渚歷歷可見風便則二日可到一說于山鬱陵本一島地方百里新羅智證王卜

陸不取者證王十二年

次貨 5-9-8

『春官志』李孟休 (一七四二年自序)

成宗二年有告別有三峯島者乃遣朴宗元往見之(中略)。是島以其產竹也故謂竹島。

有三峯也故謂三峯島至於于山(羽陵蔚陵武陵礁竹皆謂轉訛而然也)

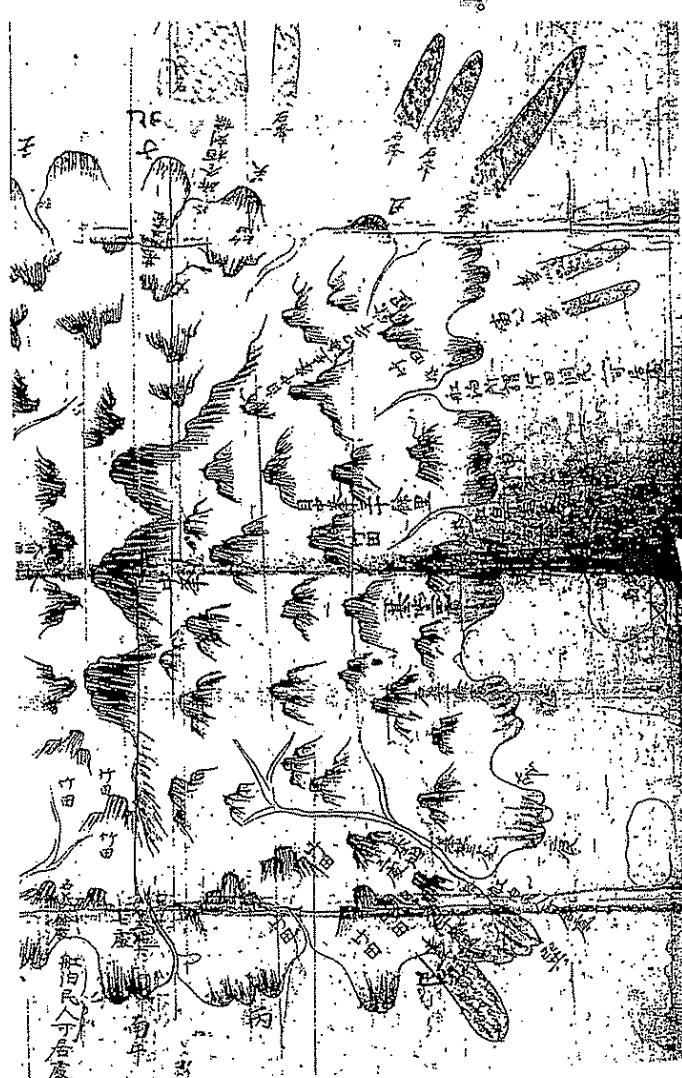
萬曆四十一年光海七年甲寅其差船二艘(以下略)

次貨 5-9-9 『東國地誌』柳毅齋遠 (一六三六年)

島嶼德山島在府南二萬弩島在府東

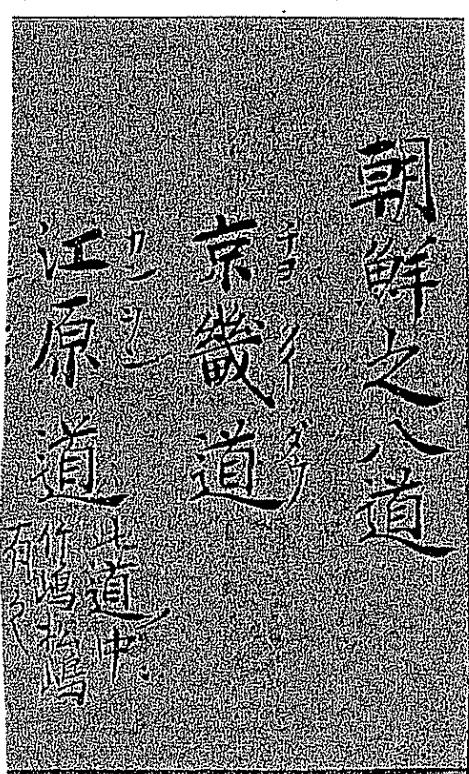
縣今未詳島嶼德山島在府東南海中三峯岌嶼擇空南峯稜卑風日清明則峯頭樹木及山根沙渚歷歷可見風便則二日可到或云于山

陵一島方百里在海中蔚珍之東新羅時時險不



資 5-9-11 『鬱陵島圖說』朴錫昌 (一七一一年)

(所謂于山島)



資 2-1
「新舊考証」、明治十四年(1881年)

鳥考証

明治十四年(一八八一年)

資
ヲ
ニ
シ

以上甲乙丙丁ノ議紛糾定ラサルト如斯ニシテ巡更
ノ丁ニ莫終止タリシニ明治十三年九月ニ至リ天城艦等
負海軍少尉三浦重郷等廻航ノ次松島ニ至リ測量レ
其地即チ古事ノ鬱陵島ニシテ其北方ニ小島竹島トリ
スニ若アレ共一ノ巖石ニ過ナレ旨ヲ知リ多年ノ延誤一
朝永解セリ今其國ヲ在方ニ出セ

道光二年水旱歉收明治二十年(一八七〇年)天城縣

卷二十一

水經卷第十三

卷之三

明治十三年九月十三日

水經卷之三

二

259

